



より納付しなければならない手数料の額は、平成九年三月三十一日までの間は、一件につき六千六百円に新たに行う保安業務区分の数を乗じた額及び三万六千円の合計額とする。

附 則 (平成九年三月二四日政令第六七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月三日政令第三八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二四日政令第九八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二二日政令第四三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二四日政令第五七号) 抄

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。